

美郷町での「くらしごと」応援します!!



町 では商工観光交流課内に「美郷暮らしサポートセンター」を設置し、住まいや仕事、子育てなど暮らしに関することの相談やサポートする体制を整えています。ここでは、そういった要望にお応えするため、町が行っている暮らしや仕事をサポートするための事業についてご紹介します。

若者定住促進奨励金

平成28年12月31日までに住宅を取得された方へ

対象となる方

40歳未満の方または18歳以下の子どもを扶養している方

■対象となる家屋

平成29年度から新たに課税された家屋

- ①新築の場合:平成28年12月31日までに完成した家屋
- ②購入の場合:平成28年12月31日までに登記が完了した家屋

■奨励金の額

ベース部分	最近町外に連続10年以上居住していた方 住宅・宅地の評価額の5%を助成 (上限額70万円)	左記以外の方で既に町内に居住している方等 住宅・宅地の固定資産税相当額の3倍を助成 (上限額35万円)
	さらにオプションで+α	町内の事業者からの新築家屋取得の場合 町内業者建築加算 一律10万円

■交付要件

次の要件を満たす必要があります。

- ①税金や各種納付金等を完納していること
- ②美郷町に定住(5年以上)することを目的に家屋を取得(新築・購入)し、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住していること

■交付申請

5月中旬ごろに固定資産税の納税通知書が届きましたら、若者定住促進奨励金交付申請書を下記へ提出してください。(申請期限は7月31日(月)まで)

美郷暮らし促進奨励金

平成29年1月1日以降に住宅を取得または整備される方へ
平成30年度より新たな定住奨励金を創設します!!

新築や購入だけでなく、増改築やリフォーム等も奨励金の対象となります。ぜひこの機会に住宅を整備してみたいいかがですか?

住宅の取得(新築または購入)や、増改築またはリフォームして美郷町に定住する方を支援します。

対象となる方

40歳未満の方または18歳以下の子どもを扶養している方

■奨励金の額

住宅の固定資産税相当額の3倍を助成



町内事業者利用加算、18歳以下の子ども加算、町外からの転入世帯加算、空き家取得加算、三世帯同居加算
※詳しくは左記までお問い合わせください

起業者総合支援事業

新たに起業を目的とした店舗、事務所等の新築・増改築または設備等の取得に要する経費に助成します。また、起業後に町民を常時雇用する場合や雇用者の人材育成を行う事業に助成します。

■交付要件

次のすべてに該当する場合

- ・町内で新たに起業する事業者等（町内に住所を有する方）
- ・起業する事業が補助対象外の業種に該当しないこと（詳細については下記までお問い合わせください）
- ・町税および使用料等の滞納がないこと

■助成額

- ・事務所等の新築・増改築または設備等の取得に要する経費の2分の1以内（上限額200万円）
※補助対象経費は工事費または取得費100万円以上
- ※設備等の取得は対象経費の2分の1まで
- ・起業後3年以内に町民を常時雇用した場合、1人につき18万円（定額）
- ・上記雇用者の人材育成（研修等）に要する経費の全額（上限額1人につき12万円）

■申請期限 第1回：5月15日(月)、第2回：8月15日(火)、第3回：11月15日(水)

※交付決定の時期は、受付日にかかわらず、おおむね期限の1カ月後となります。

UIJターン者正規雇用支援事業

県外在住者の本町企業への就業機会創出と地元定住を促進し、町内における産業の活性化を図ることを目的に、UIJターン者を正規雇用した町内企業に対して支援します。

UIJターン者 = 秋田県ふるさと定住機構のAターン希望登録者

対象となる方

UIJターン者を正規雇用した町内企業

■助成額

正規雇用者(UIJターン者)1人につき
1年目:50万円、2年目:30万円、3年目:20万円

空き店舗対策事業

町内の空き店舗等の解消を図るため、空き店舗等を借り上げて出店および起業しようとする事業者に対し、借上料の一部および出店にかかる費用を補助します。

対象となる方

空き店舗等を借り上げて出店および起業しようとする事業者

	分類	対象要件	補助内容
①	空き家・空き店舗活用型	空き家バンクに登録してある空き家・空き店舗の借り上げにかかる契約期間が4年以上であること	・1年目～2年目:賃借料の2分の1(上限額5万円/月) ・3年目～4年目:賃借料の4分の1(上限額2.5万円/月)
②	空き起業支援室活用型	空き起業支援室の借上げにかかる契約期間が1年以上であること	・1年目～2年目:賃借料の2分の1
③	空き家・空き店舗創業型	空き起業支援室に1年以上入居した者で、空き家バンクに登録してある空き店舗の借り上げにかかる契約期間が4年以上であること	・出店等に要する経費の全額(上限額30万円)

空き家バンク制度

空き家を売りたい、貸したいと考えている所有者の物件を空き家バンクに登録し、その情報を希望する方に紹介しています。空き家を借りたい、買いたい、事務所と

して活用したいという方が年々増えてきています。ご興味のある方は下記までお問い合わせください。

申・問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909